

科学技術基本法に関する経緯について

昭和40年4月10日

- 昭和36年5月科学技術会議は、諮問第1号「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」に対する答申（昭和35年10月）のさい、継続審議事項として残された科学技術基本法について総合部会に基本法分科会を設置し、審議を開始した。
- 昭和37年4月、基本法分科会において、数次にわたる審議のすえ、基本法の基本的な考え方及び内容の骨子案を作成し、これを総合部会（長）に報告した。一方、同月、（衆）科学技術振興対策特別委員会基本問題小委員会において、「科学技術基本法（一次草案）」（以下「小委員会案」という。）が作成され、また、5月に日本学術会議から、「科学研究基本法」（以下「学術会議案」という。）の決定について、法案にもりこおべき内容を附して報告がなされた。
- 昭和37年5月から、科学技術会議においては、総合

科学技術は、近代文化国家の形成と発展に不可欠の要素であり、
国繁栄の基盤である。従つて、わが国の科学技術を高い理想の下に着
実に進展せしめることは、われら国民の負わなければならない当然の
責務である。

科学は、人類が真理探求の長い歴史を通じて、その努力の積み重ね
によつて獲得する共同の財産というべきものである。近代において、
科学は極めて顕著な発展を遂げたが、自然現象や社会現象の深奥さか
らみれば、真理を求める人類の努力は、その歴史とともに永久に止む
ことがない。この人類共同の財産を累積し、後世に伝えることは、わ
れら人類共通の念願であり、それに対してわが国の科学者が十分な貢
献ができるようその自主性を尊重し、創意を十分生かし得る豊かな研
究環境を整備することこそ科学研究に対して国がとるべき基本的な態
度である。

技術は、経済、社会及び文化の進展を目標とし、それぞれの国家、
社会の要請からくる独自性を伴いつつ発達するものである。わが国が
今後諸外国に伍して経済、社会の繁栄を期するためには、独創的な技